

入札参加資格の登録内容に変更があった場合の 手続きについて

行革分権課
土木管理課
会計課

愛媛県発注工事（工事に係る業務委託を含む）の入札に参加する場合、建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る入札参加有資格の登録内容と、電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）の記載事項が一致している必要があります。

代表者の変更等、入札参加資格の登録内容に変更があった場合には、速やかに次の手続きを行ってください。

代表者等の変更があったにもかかわらず、変更手続きを行わずに、入札・契約を行うと、入札参加資格停止措置を受けることがありますので、ご注意ください。

入札参加資格審査申請書（指名願い）変更届出書の提出 [受付窓口：最寄りの地方局建設部・土木事務所]
提出書類等はこちらをご覧ください。

https://www.pref.ehime.jp/h10900/5737/shimeinegai_henkou.html

- 代表者変更に係る登記が完了していない場合は、取締役会（株主総会）議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面（例：取締役会（株主総会）の議案書に議決証明を付した書類）の添付で届出を受理します。ただし、これらの書類を提出した場合には、登記完了後、登記簿謄本の写しの提出が必要です。
- 県外業者において、入札・契約に関する権限を支店長等に委任している場合、受任者に変更があった場合も、上記に準じて、速やかに変更届を提出してください。

ＩＣカード変更（追加）通知書の提出 [受付窓口：本庁出納局会計課]

代表者の変更等、ＩＣカードの記載事項に変更があった場合には、ＩＣカードを再取得のうえ、ＩＣカード変更（追加）通知書（様式５）を提出してください。

提出書類はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/e60100/e-bid-nyuusatsu/kijunkouji.html>

- ＩＣカードの失効・発行に関する手続きについては、ご利用のカード発行会社にお問い合わせください。
- 代表者の変更等によりＩＣカードが新しくなった場合でも、既に発行済みの業者ＩＤ及びパスワードは引き続き利用していただくことになります。
- ＩＣカードの再発行手続き中に愛媛県の入札に参加する場合は、電子入札システムの使用はできず、紙入札のみ可能となります。紙入札に関する手続きについては、各案件の入札執行機関（本庁出納局会計課・地方局出納室）へお問い合わせください。

※上記のほか、建設業者の場合は、建設業法に基づく変更届出書の提出が必要です。

[受付窓口：最寄りの地方局建設部・土木事務所]

愛媛県知事許可業者の方はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/sinsei/070/070005/070005.html>